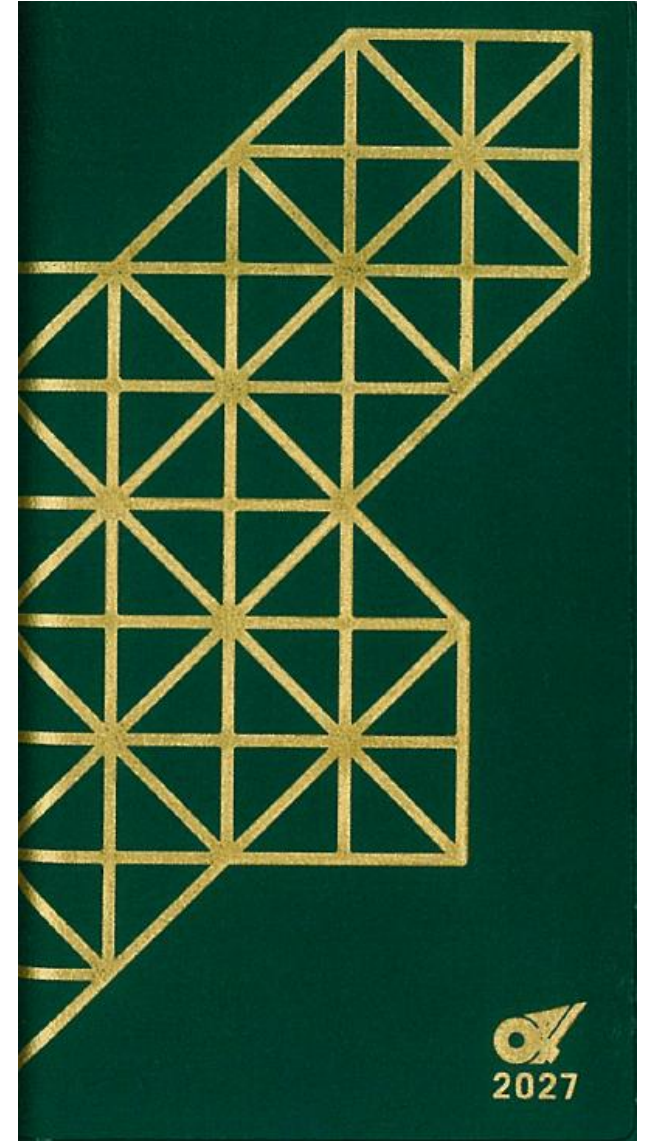
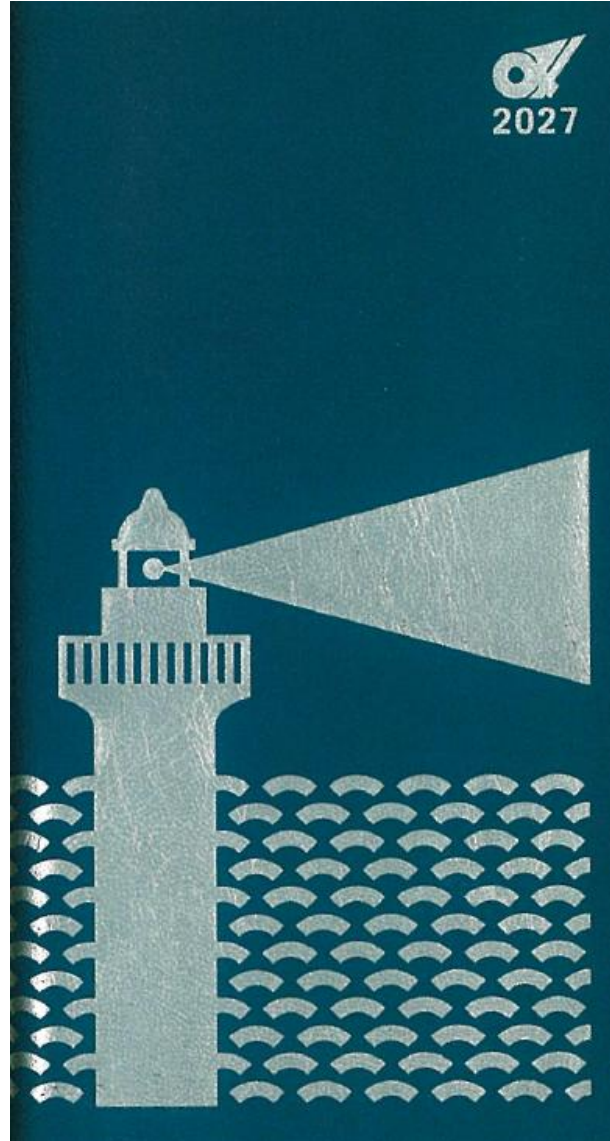


「2027年版三重県民手帳」の発売

10月9日(金)
発売開始 !!

表紙デザイン2種類

- ・ 三重県の形をデザインしたグリーン
- ・ 2027年に点灯から100年を迎える
大王埼灯台をデザインしたブルー



「2027年版三重県民手帳」の発売

三重弁辞書(北勢・伊賀編)

2025年版から始まった三重弁辞書がついに完結！

【ちやりんこ】
標…自転車
解…三重県には、尾張地方からの「けった」と関西地方からの「ちやりんこ」が混在して分布する。
地…全県
例…きょうは天気さえでちやりんこで行くわ。

【けった】
標…自転車
解…三重県には、東海地方からの「けった」と関西地方からの「ちやりんこ」が混在して分布する。
地…北勢、中勢、南勢志摩、東紀州
例…きょうは天気さえでけったで行くわ。

サイクリング

関心が高まっている自転車の交通ルールとあわせ、本県を通る太平洋岸自転車道の魅力を紹介

ルールを守って、安全！安心！自転車ライフ
自転車安全利用五則

RULE 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

①歩道は例外、歩行者を優先
道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を通行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

RULE 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
交差点では一時停止と安全確認
一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

信号は必ず守る
信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。

RULE 3 夜間はライトを点灯
夜間は必ずライトを点灯する
尾灯は、周りにから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

RULE 4 飲酒運転は禁止
飲酒運転は禁止です！
自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

RULE 5 ヘルメットを着用
必ずヘルメットをかぶりましょう
事故による被害を軽減するため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用が努力義務が課されています。



割引サービス

割引
対象施設

MieMu・三重県立美術館
斎宮歴史博物館・みえこどもの城
三重テラス

販売ブースの設置

日時 10月9日(金) 11時～14時
場所 県庁玄関ホール
価格 1,350円(税込)

三重県誕生150周年記念防災フェス

■開催日

令和8年11月8日（日）

■場所

四日市港四日市地区

ブース展示

子ども達が
楽しみながら
防災を学び体験



防災を学び体験するブース展示（イメージ）提供：株式会社シンク

総合防災訓練も同時開催！
（四日市市楠緑地運動施設）

一般公開

巡視船「みずほ」



護衛艦「ながら」



出典：海上自衛隊HP

■巡視船「みずほ」

～体験航海・展示訓練～

三重の子ども若者150人ご招待
※募集期間10月2日～10月20日

令和8年度三重県総合防災訓練

主な 訓練内容



想定

南海トラフ地震及び津波が発生!!

(震源：三重県南島沖 尾鷲市南方約50km、県内最大震度7を観測・鳥羽市津波高約9m)

10/6 (火)

三重県消防学校

- ・救出救助訓練
- ・応急救護所運営訓練

三重県広域防災拠点

(中勢拠点)

- ・物資輸送訓練★

10/31 (土)

三重県広域防災拠点

(伊勢志摩拠点)

- ・離島支援への物資輸送訓練

11/8 (日)

四日市市楠緑地運動施設

- ・理想的な避難所設置訓練★

四日市港 (防災フェス会場)

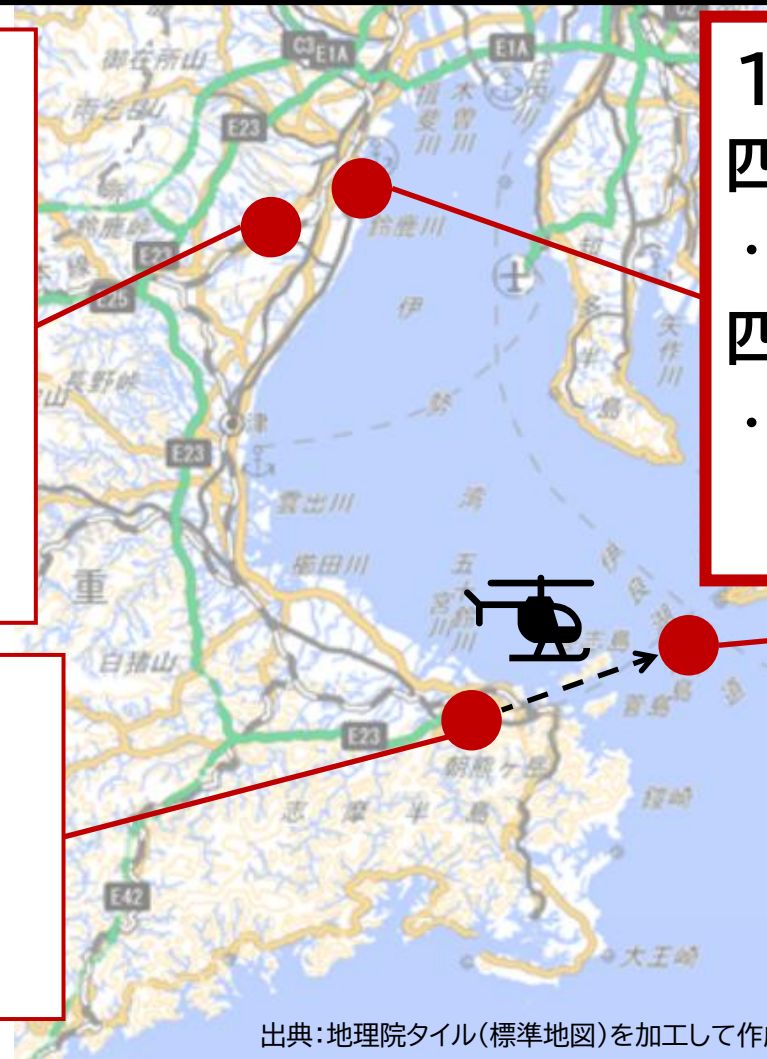
- ・訓練映像上映と訓練解説

(三重大学大学院川口教授)

10/30 (金) ~ 31 (土)

鳥羽市神島

- ・離島 (孤立地域) 対応訓練



出典：地理院タイル(標準地図)を加工して作成

★南海トラフ地震対策における応急対策職員派遣制度
アクションプランに基づき福井県、新潟県が参加

部活動の遠征における安全確保の課題と対策

県内の状況(調査結果)

- 移動手段は多様だが、現状では公共交通機関、教員所有の車両を使用する場合しか通知による規程がない
- 教員等の同乗・同行や遠征手段について、校長や保護者への事前報告がない場合がある

部活動の遠征における移動手段について、
安全・安心を確保するためのルールを整備する必要がある

安全・安心の見える化

対策

モデルケースを含めた遠征における
移動手段についてのルールを策定

三重県版 生徒輸送についてのルール

★ 移動手段の優先順位を明示

★は三重県独自ルール

(①公共交通機関 ②貸切バス ③自家用車・レンタカー)

★ 生徒輸送のための運転者として承認できない基準を設定

(運転経験3年未満、事故・違反による刑罰・懲戒処分から1年未満)

★ 教職員が原則同乗 (貸切バス、自家用車、レンタカー)

※公共交通機関では、生徒の状況等をふまえ同乗の必要性を判断

・ 引率計画について、学校長の事前承認、保護者への事前周知

安全管理チェックシートによる確認

移動手段ごとのモデルケース

移動手段 項目	公共交通機関	貸切バス	自家用車 (教職員、保護者会、OB会等所有)	レンタカー
学校のガバナンス	・ 学校長の事前承認 ・ 保護者への事前周知			
	緊急連絡方法の確認	教職員が原則同乗		
契約		・ 内容の書面確認 ・ 緑ナンバーの確認		・ 学校が借受人 ・ 貸渡証の確認
運転手の適格性		(事業者の運転手)	・ 免許証の確認 ・ 健康状態の確認 ・ 事故・違反歴の確認	

チェックシートによる確認

部活動の遠征をはじめとする学校教育活動における 移動の安全確保のための対策について

本日10月1日に発出

県立学校へ通知
私立学校、市町教育委員会等へ情報共有

安全・安心の見える化

子どもたちの安全確保と法令順守を最優先に
部活動の遠征等を実施していく

県庁におけるカスタマーハラスメント対策

10月1日
改正労働施策総合推進法
施行



事業者における
カスハラ対策の義務化

「カスハラ行為」について

顧客等



「著しい迷惑行為」によって、
就業者の「就業環境を害する」もの

(例)

- ・ 正当な理由なく、長時間又は反復して、謝罪や面会を行うように要求
- ・ 大声や暴言で威嚇し、執拗に責める

就業者



県庁におけるカスタマーハラスメント対策

カスハラの影響により・・・

- ・ 職員の尊厳を侵害し、心身に重大な影響を及ぼすおそれ
- ・ 県の職務遂行に支障を生じさせるおそれ

県のカスハラに対する基本姿勢

- ・ 該当する行為に対しては、組織として毅然とした態度で臨む
- ・ 取り組むべき職務に注力することで、質の高い行政サービスを提供する
- ・ 著しい迷惑行為による職員の過度な負担の軽減を図る

令和8年10月1日
より運用開始

新たなカスハラ対策

県庁におけるカスタマーハラスメント対策

①カスタマーハラスメント対応マニュアルの運用開始

県におけるカスハラへの基本的な対応方針・方法について記載

前提

職員は真摯に話を伺うなど、苦情やクレームを生まない対応を心掛ける



カスハラ行為への対応

該当行為に対しては、本マニュアルに基づき、組織として毅然とした対応を実施

- (例)・所属内の対応体制(役割分担)を明示
- ・カスハラ該当性チェックシートにより、組織として判断基準を統一

(事例)

- ・ 暴言で職員を威嚇し、執拗に責める
- ・ 県から十分な説明を行うが、反復して、同様の内容を要求

県庁におけるカスタマーハラスメント対策

②通話録音の運用開始

対象

本庁舎(栄町庁舎、勤労者福祉会館、合同ビル、吉田山会館の所属を含む)

全地域庁舎(桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、志摩、伊賀、尾鷲、熊野)

県にお電話いただいた際、以下のアナウンスが流れた後、職員につながります。

「こちらは、三重県です。サービス向上のため、
通話を録音させていただきますのでご了承ください。」

皆様の
ご理解・ご協力を
お願いします

